

財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、連結対象団体（会計）については上記の限りではありません。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………該当なし
- ② 満期保有目的以外の有価証券……………該当なし
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの……………該当なし
 - イ 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、連結対象団体（会計）については上記の限りではありません。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法

ただし、連結対象団体（会計）については上記の限りではありません。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除く）
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

ただし、連結対象団体（会計）については上記の限りではありません。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

ただし、連結対象団体（会計）については上記の限りではありません。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

ただし、連結対象団体（会計）については上記の限りではありません。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

ただし、連結対象団体（会計）については上記の限りではありません。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

ただし、連結対象団体（会計）については上記の限りではありません。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

(9) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

ただし、連結対象団体（会計）については上記の限りではありません。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が20万円未満であるとき、または固定資産の取得価額等の概ね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

ただし、連結対象団体（会計）については上記の限りではありません。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

変更なし

(2) 表示方法の変更

変更なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

令和 3 年 4 月 1 日より次のとおりに変更されます。

変更内容	令和 3 年 3 月 31 日まで	令和 3 年 4 月 1 日より
名称変更	総務部	政策総務部
廃止	総務部 財政課	
廃止	総務部 秘書課	
廃止	総務部 総務政策課	
廃止	まちづくり推進部 危機管理課	
廃止	健康福祉部 福祉課	
廃止	健康福祉部 高齢介護課	
変更	健康福祉部 健康増進課	健康福祉部 いきいき健康課
変更	まちづくり推進部 生活環境課	まちづくり推進部 環境農林課
新規		政策総務部 総務財政課
新規		政策総務部 秘書政策課
新規		政策総務部 自治防災課
新規		健康福祉部 福祉介護課

(3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

(4) 重大な災害等の発生

なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引当金	貸借対照表	
		計上額	未計上額	
公営企業会計	- 千円	- 千円	1,041,220 千円	1,041,220 千円
一部事務組合等	- 千円	- 千円	54,536 千円	54,536 千円
計	- 千円	- 千円	1,095,756 千円	1,095,756 千円

(2) 係争中の訴訟等

なし

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 財務書類の対象範囲は次のとおりです。

範囲	団体(会計)名	区分	連結方法	連結割合
一般会計等	一般会計	—	—	— %
全体会計	国民健康保険特別会計	特別会計	全部	100 %
全体会計	下水道事業会計	公営企業会計	全部	100 %
全体会計	介護保険特別会計	特別会計	全部	100 %
全体会計	後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部	100 %
連結会計	南河内環境事業組合	一部事務組合・広域連合	比例	— %
連結会計	大阪府後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例	— %
連結会計	大阪府広域水道企業団	一部事務組合・広域連合	比例	0.088 %
連結会計	大阪府広域水道企業団 (太子町水道事業)	一部事務組合・広域連合	全部	100 %
連結会計	社会福祉法人 太子町社会福祉協議会	第三セクター等	全部	100 %

② 一般会計等の対象範囲のうち、普通会計の対象範囲に含まれない特別会計はありません。

③ 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

④ 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体を全部連結の対象としています。

⑤ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

⑥ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑦ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	— %
連結実質赤字比率	— %
実質公債費比率	6.2 %
将来負担比率	— %

⑧ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 1,148,289 千円

⑨ 繰越事業に係る将来の支出予定額 49,754 千円

会計	款	項	繰越理由	金額
一般会計	総務費	総務管理費	繰越明許費	7,625 千円
一般会計	総務費	戸籍住民登録費	繰越明許費	6,424 千円
一般会計	総務費	衛生費	繰越明許費	3,805 千円
一般会計	教育費	幼稚園費	繰越明許費	31,900 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

- ア 範囲 令和３年度予算において、財産収入として措置されている公共資産
イ 内訳 該当なし

② 減債基金に係る積立不足額 なし

③ 基金借入金（繰替運用）残高 なし

④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 3,240,784 千円

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	3,299,217 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	404,535 千円
将来負担額	6,263,933 千円
充当可能基金額	2,907,019 千円
特定財源見込額	— 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	4,183,910 千円

⑥ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

一般会計等	4,512 千円
全体会計	4,512 千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

臨時損失として扱った新型コロナウイルス感染対策事業は、次のとおりです。

特別定額給付金給付事業	1,336,262	千円
新型コロナウイルス感染症対策事業	235,918	千円
子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	17,694	千円
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業	5,391	千円
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	4,610	千円
休業要請支援金（府・市町村共同支援金）事業	3,500	千円
共通一般管理事業	1,397	千円
学校臨時休業対策事業	783	千円
地域公共交通事業	491	千円
ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業	96	千円
計	1,606,142	千円

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

一般会計等	△335,473	千円
全体会計	△112,485	千円
連結会計	57,769	千円

② 既存の決算情報との関連性

一般会計等	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	7,047,423 千円	6,979,346 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	— 千円	— 千円
繰越金に伴う差額	47,481 千円	— 千円
資金収支計算書	6,999,942 千円	6,979,346 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としていますが、歳入歳出決算書と資金収支計算書に相違はありません。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

一般会計等		
資金収支計算書の業務活動収支	337,667	千円
投資活動収入の国県等補助金収入	63,615	千円
投資活動収入のその他の収入	1,358	千円
未収金の増減	575	千円
長期延滞債権の増減	△50	千円
棚卸資産の増減	△347	千円
減価償却費	△419,902	千円
賞与引当金の増減	△15,448	千円
退職手当引当金の増減	63,200	千円
徴収不能引当金の増減	89	千円
資産売却損	△59,808	千円
臨時損失	△12	千円
純資産変動計算書の本年度差額	△29,063	千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額および利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 1,000,000 千円

一時借入金に係る利子額 該当なし

6. 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 該当なし

下水道事業の公営企業法適用に伴う純資産変動額 △ 6,923 千円

有形固定資産の訂正に伴う変動額 30,017 千円